別紙

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の改正案に関する意見募集を実施した際からの技術的修正による変更点（傍線部分）

※当初の改正箇所には傍線を付しておりません。

	修正箇所	修正前	修正後	備考
1	住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則 別記 第一号様式（第二条関係） 注１	「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第７条に規定する私署証書をいう。	「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第７条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	技術的修正
2	住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則 別記 第三号様式（第二条関係） 注	「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第７条に規定する私署証書をいう。	「公正証書等」とは、法第６条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	技術的修正
3	住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則 別記 第六号様式（第十八条関係） 注１	「公正証書等」とは、法第 14 条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 18 条に規定する私署証書をいう。	「公正証書等」とは、法第 14 条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 18 条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	技術的修正
4	住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則 別記 第八号様式（第十八条関係） 注	「公正証書等」とは、法第 14 条第２項第２号に規定する公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第 18 条に規定する私署証書をいう。	「公正証書等」とは、法第 14 条第２項第２号の公正証書又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第 18 条の私署証書若しくは電磁的記録をいう。	技術的修正